

建設リサイクルチェックポイント

【届出】

① 対象工事

特定建設資材を用いた建築物やその他の工作物の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事や土木工事等で、請負代金が 500 万以上の民間工事(建設副産物の搬出がない場合も対象)

② 提出期限

工事着手の一週間前まで

③ 必要提出書類

届出書・計画書・委任状(本人が届出の際は不要)・工程表、位置図(現場調査可能な詳細なもの)・工事図面

④ 届出書について

氏名や住所等記入漏れ

宛先は堺市長になっているか

建築物以外のものに係る解体工事または新築工事等のチェック

工期(工事着手予定日等)と工程表が合っているか

請負代金 500 万以上 (1,000 円単位を四捨五入した額を記入)

建設業許可または解体工事業登録のチェック

⑤ 別表 3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事) について

廃棄物発生見込量の「使用する部分又は発生が見込まれる部分」でチェックがついている番号が、工程ごとの作業内容及び解体方法の「作業内容」でも同じ番号のところにチェックがついているか。

工程ごとの作業内容及び解体方法について、作業内容にチェックがある場合は、分別解体等の方法にもチェックを入れる。